

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小 畑 秀 文

17 経教 規程第27号

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程（16 経教規程第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 この規程の適用の日から2年を経過するまでの間、国立大学法人東京農工大学が制定する規則のうち、定めのない事項については、なお、従前の例による。

附 則（17 経教規程第27号）

この規程は、平成17年6月21日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。